

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2973号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



三重の塔と那智の滝 (和歌山県那智勝浦町)

もくじ

- 随 想
- 情 報
- 情 報
- フォーラム
- 情 報

- 【行政不服審査法改正②】行政不服審査制度において忘れがちなこと……………(2)
- 新時代を迎える「年中みかんのとれるまち」Ⅱ三重県御浜町……………(5)
- 国政情報……………(9)
- 町村Navigator……………(10)
- 平凡のうちに非凡あり……………(11)
- 北海道上ノ国町長 工藤 昇……………(11)

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、図書カード(3千円)を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

コラム

人間には無限の可能性がある

筑波大学名誉教授 村上 和雄

人生において、幸せであることの一つに、立派な師に出会うことがあります。私は幸いにも、生前の平澤興先生(元京都大学総長)に三度お目にかかりました。

お目にかかって先生の教えを直接聴く機会があり、偉大な人格に接し、大変深い感銘を受けました。平澤先生こそが道を指し示している心酔してきました。わがこころの師であると固く決めていたのです。

偉大な脳神経学者であった平澤先生が晩年、特に力を尽されたことの一つに、家庭教育の普及運動があげられます。平澤先生は早くから脳科学に基づく深い洞察によって、人間の基本的な性格は幼児の時期に形づくられるという考えから、幼児教育の意義、そして母親の役割の重要性を痛感されていました。

京都大学の総長を退任された後、全日本家

庭教育研究会(全家研)の初代総裁として教育者としての余生を、全家研運動に捧げるといほどの意気込みだったといえます。

当時、教育における本質的な役割として、「母」の存在を謳いあげた人は誰もいませんでした。平澤先生のこの呼びかけは、医学者として、教育者として真剣に教育を考え続けてきた人の、祈りに近いものでした。

講演活動において、最も力説されたことは、「人間には無限の可能性がある」ということでした。平澤先生は、「人間には140億個の脳神経細胞があるが、それを全部使い切ったものは一人もいない」ことを強調し、楽しい学習こそが、人間の可能性を伸ばすことだと、説かれました。

なお「平澤興一日一言」「生きよう今日も喜んで」、平澤興講話選集「生きる力」全5巻などが致知出版社から刊行されています。

法務支援室より

【行政不服審査法改正②】

行政不服審査制度において忘れがちなこと

全国町村会総務部 法務支援室長 弁護士 大田 裕章

前号に引き続き、本稿では、本年4月の改正行政不服審査法（平成26年法第68号、以下「行審法」という。）の施行に関連して、行政不服審査制度において忘れがちな点について、整理してみたい。具体的な審査請求があった場合におけるスムーズな対応の一助となれば幸いである。

1 行政不服審査制度の意義

行政不服審査制度は、司法を担う裁判所ではなく、行政自身が、国民に対する処分や不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと）の違法性・不当性について判断し、これらが違法・不当と認められるときには、処分を取り消すなどして違法・不当状態を是正する制度である。

こうした是正が処分の名宛人等の権利利益の救済に結び付くことはいうまでもないが、それにとどまらず、「行政の適正な運営の確保」にも資するものといえる。というのも、不服申立て手続の中で対象とされた処分や不作為について、行政自身によって見直す機会が与えられ、日ごろの行政運営にかかる問題点が発覚した場合には、これを是正すること

もに、日々の事務遂行にフィードバックすることにより、以後の行政運営を（一層）適正なものに改善することができるからである。仮に、処分自体が違法・不当とはいえなくとも、相応しい事務遂行とはいえないと考えた場合には、不服申立てを契機として事務を改善することができるのである。

このことは、行審法1条1項が、行審法の目的として、「国民の権利利益の救済」に加え、「行政の適正な運営の確保」を規定していることから明らかである。

法治国家において、法律による行政の原理、すなわち行政の適法性（適正性）の確保は、最も基本的な原理の一つであるため、まずは、行政不服審査制度に「行政の適正な運営の確保」という意味があることを意識する必要がある。

2 行政不服審査制度の対象

(1) 行政による行為には多種多様なものがあるが、行政不服審査制度においては、行政庁による「処分その他公権力の行使に当たる行為」（行審法1条1項）すなわち処分性を有する行為でなければ、不服申立ての

対象にならず、それ以外の行為は、不服申立ての対象から外れる。

(2) そして、処分性を有する行為については、判例により、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」をいうとされている（最判昭和39年10月29日）。

いかなる行為が処分性を有するかについては、この判例の定義に当てはめて検討する必要があるが、処分性が認められる典型的な行為としては、許可、認可、命令、給付の決定等を挙げることができる。

(3) 他方、用地取得（売買）・請負等の行政契約は、公権力を有さないため、原則として、処分性が認められない。なお、要綱による補助金の交付についても、原則として、民法上の贈与契約と解されているため、処分性がないこととなる。

また、権利義務を形成し又はその範囲を確定するものでなければならぬため、権利義務を変動させない一定事項の通知や住民票への記載といった公の権威をもってある事実を

情 報

証明する公証行為は、処分性を有さないとされる。

さらに、権利義務の変動等は「直接」なされるものでなければならぬ。したがって、住民に対して広く適用される条例は、権利を付して義務を課せるものであるとはいえ、それは間接的なものにとどまるから、条例の制定も、原則として、処分性を有さない。

(4)では、行政指導は、不服申立ての対象となるか。

この点、行政指導は、平成27年4月に改正された行政手続法（平成5年法律第88号、以下「行手法」という。）、2条6号及び32条からすれば、あくまでも任意の協力を求めるものであり、国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではないから、（判例において処分性が認められた行政指導もあるが）原則として、処分性を有さないといえる。

そうすると、行政指導に対しては、行審法による不服申立てをすることができないのが原則となる。

しかし、行政指導については、行手法36条の2第1項と同様の行政手続条例の規定により、その相手方が行政指導の中止等を求めることを

忘れてはならない。そして、行政指導の中止等の求めを受けた行政機関は、必要な調査を行い、行政指導が法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない（行手法36条の2第3項参照）。

3 行政不服審査制度を利用できる主体

(1) 処分についての審査請求は、「行政庁の処分に不服がある者」によつてなされる（行審法2条）。

処分の名宛人が処分に不服があるとして審査請求することができるのは当然であるが、それでは、処分の名宛人ではない第三者は、いかなる者であっても、「処分に不服がある」場合には、審査請求することができないのだろうか。例えば、近所に住んでいる家庭と仲たがいでいる者が、日常の腹いせに、当該家庭の保育所入所承諾処分に不服があるとして、その取消しを求めることはできるのか。

答えは、否である。なぜなら、「行政庁の処分に不服がある者」とは、判例上、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者というとされ（最判昭和53年3月14日）、審査請求をする「法律上の利益」がない限り、審査請求することができないからである。

このように、第三者に対する処分の取消しを求める審査請求は、感情等による不服があれば誰でもできるというわけではない。

(2) しかし、例えば、第三者に対して違法な許可処分がなされ、その許可の取消処分を求めたいが、法律上の利益がない場合には、行手法36条の3第1項と同様の行政手続条例の規定により、当該許可の取消処分を求めうることを忘れてはならない。この規定による処分等の求めは、「何人も」できるのであって、審査請求をする「法律上の利益」がない場合でもすることができ。

そして、処分等の求めを受けた行政庁等は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分等をしなければなら

ないとされている（行手法36条の3第3項参照）。

審査請求をする「法律上の利益」がないと考えられる場合には、行政手続条例による処分等の求めができる旨案内することも適法な行政の運営に資するのではないだろうか。

4 苦情と審査請求との線引き

審査請求は、具体的な処分や不作為にかかるものでなければならず、制度改善要求等の苦情は、審査請求の要件を満たさない。

ところが、具体的な処分の取消しを求める審査請求の形式をとっているにもかかわらず、提出された審査請求書をよく読むと、その内実は制度改善要求等の苦情に過ぎない場合があり得る。

そうした場合には、審査請求の理由の記載（行審法19条2項4号）が不十分（具体的な処分の取消等を求める理由となっていない）であるとして、審理員を指名する前の段階（審査請求書の受付段階）において、相当期間を定めた審査請求書の補正命令（行審法23条）を発するべきであろう。

そして、相当期間内に補正されな

情報

い又は補正できない場合には、審理
手続を経ずに（審理員の指名を要す
ることなく）、当該審査請求を裁決
で却下することも可能となる（行審
法24条）。

そのうえで、苦情申立てとして然
るべき対処をすべきである。

このように、審査請求と苦情との
違いを忘れずに、審査請求の外形を
した苦情申立てには、適切に対処す
る必要がある。

5 審理員の指名を要しない
場合

今回の法改正で審理員手続が導入
されたことにより、「誰を審理員に
指名するか」という点が町村におい
ても大きな関心事となっている。

しかし、いかなる審査請求におい
ても審理員を指名しなければならな
いわけではなく、審理員の指名を要
しない場合があることを認識してお
くべきである。これにより、本来、
審理員の指名を要しない場合である
にもかかわらず審理員の選定で悩む
などの事態を防ぐことができる。

審理員の指名を要しない場合とし
ては、主に、次のような場合がある。

①委員会、審査会又は審議会（以下、
「委員会等」という。）が審査庁で

ある場合

(例) 教育委員会がした処分にかか
る教育委員会に対する審査請求

② 条例に基づく処分について条例に
特別の定めがある場合

(例) 情報公開条例・個人情報保護
条例において、これらの条例に基づ
く非開示決定にかかる審査請求につ
いて、審理員手続を除外する旨特別
の定めがある場合

③ 審理手続を経ないで行審法24条に
よる却下裁決をする場合

(例) 行審法23条により相当期間を
定めて審査請求書の補正命令をした
が、期間内に不備が補正されなかつ
たため、審理手続を経ずに行審法24
条による却下裁決をする場合

6 審理員は独立して職権を
行使しなければならない

町村の職員による事務は、そのほ
とんどが決裁を要するものであると
いえ、日常的な事務処理において、
決裁を必要としない場合は想定しが
たい。

ところが、行審法は、「審理員」
という新しい職を設け、審理員に対
して、審理手続の主宰者としての審
理権限を与えている。それゆえ、審
理員は、審査庁に所属する職員であ

りながら（行審法9条1項）、審理
手続については、審査庁の指揮監督
を受けることなく、自らの名におい
て行わなければならない。

したがって、審理員が行う審理手
続につき、上司の決裁は必要ない。
というよりは、上司の決裁を受けた
り、意見を求めたりしてはならない。
この考え方は、日常的な事務処理と
は全く異なるため、特段の注意が必
要である。

7 行政不服審査会等への
諮問を要しない場合

5項で記した「審理員の指名を要
しない場合」と同様、行政不服審査
会等への諮問についても、要しない
場合があることを認識しておくべき
である。

主な行政不服審査会等への諮問を
要しない場合には、次のような場合
がある（行審法43条1項）。

① 処分（裁決）に際して、法令に基
づき、議会又は委員会等の議を経
ている（経る）場合

例えば、町村の常勤職員の給与等
に関する処分にかかる審査請求は、
裁決に際して議会に諮問しなければ
ならないため（地方自治法206条
2項）、行政不服審査会等への諮問

は不要である。

② 審査請求人から諮問を希望しない
旨の申出がなされている場合

審理手続の中で、諮問の希望の有
無を確認することが望ましい。

③ 審査請求が不適法であり、却下裁
決をする場合

例えば、審査請求の受付段階では、
当該審査請求人が審査請求をする法
律上の利益があるか否か判断するこ
とができなかったため、審理員を指
名して、審理員による審理手続がな
されたが、審査請求人に法律上の利
益がない旨の審理員意見書が提出さ
れ、審理員意見書のとおりに却下裁
決をする場合である。

④ 審査請求人の権利利益の救済が完
全に図られる場合

例えば、審理員による審理手続が
なされ、審査請求にかかる申請拒否
処分を取り消すべき旨の審理員意見
書が提出され、審理員意見書のとおり
処分を取り消す旨の裁決をし、かつ、
申請を認める処分をする場合である。

⑤ 審理員の指名をしない場合

行政不服審査会等への諮問は、「審
理員意見書の提出」があったときに
されるものであるため、審理員の指
名をしない場合には、諮問をする必
要はない。

フォーラム

現地レポート

町村独自のまちづくり



新時代を迎える
「年中みかんのとれるまち」

三重県 御浜町



御浜町の概要

御浜町は、三重県の南端にあり、北西は熊野市、南は紀宝町に隣接し、紀伊山地を背に雄大な太平洋を臨みます。また、熊野灘に面して、約20数kmにわたって続く吉野熊野国立公園の景勝地で、「日本の渚百選」にも選ばれている「七里御浜」の中間に位置しています。その他、熊野古道横垣峠・風伝峠・浜街道は世界遺産にも登録され、美しく豊かな自然に恵まれた町です。

気候は典型的な海洋性気候で、年間平均気温は17.6℃、年間降水量は3,205mmの温暖多雨な地域で降雪はほとんどありません。この温暖な気候を活かし、一年中みかん（柑橘類）を栽培しています。その反面、台風の常襲地帯でもあり、短期間の強雨が多いこ

とが特徴です。

「年中みかんのとれるまち」をキャッチフレーズとする御浜町は、「オール御浜」で町の活性化に取り組みとともに、子どもや若者から高齢者の方まで、豊かに、そして元気に暮らせる町を目指し、町民の皆さんと手を携えながら「みんなが輝く希望と活力あるまちづくり」を進めています。

「年中みかんのとれるまち」の誕生

当地域における柑橘栽培の歴史は古く、文献によると240年余り前の宝暦6年（1756年）、紀州藩家老職であった新宮水野藩主がみかんの栽培を奨励したという記録があります。明治になり、みかん栽培が盛んになると、それまでの桑畑がみかん園に切り替えられ、なつみかん、戦後は早生温州み

フォーラム

◁マルチ(白いシート)栽培される「温州みかん」



かんを主体とした産地として県内、中京圏を中心に出荷量を伸ばしていきました。また昭和40年代に当町で発見された極早生品種「崎久保早生」は高い評価を得て、早出しみかんの産地としての地位を確立しました。同時に地域内では柑橘の増産を望む気運が高まり、昭和50年度から平成3年度まで国営農地開発事業が実施され、約3000ha、温州みかん以外の甘夏、伊予柑、セミノール等、中晩生柑橘を栽培することを目的とした農地を造成し、一年を通して柑橘類を生産する産地として「年中みかんのとれるまち」の基盤ができてきました。

産地が直面する課題

しかしながら、オレンジの輸入自由化、食生活の多様化等により全国的に柑橘類の消費が低迷し、ピーク時に全国で300万tあったみかんの生産量は80万tを切る状況になりました。その影響は御浜町にも暗い影を落とし、担い手の不足、耕作放棄地の増加等全国の柑橘産地と同様の課題を抱えることになってしまったのです。

昭和の終わりから平成のはじめにかけて約2万5千t、50億円あった御浜町の柑橘の生産量、生産額は、平成26年には約1万t、22億円とピーク時の約40%となり、産地の縮小を止められない状況になっています。生産者の高齢化や担い手の減少が大きな課題であり、将来の人口減少に対応するために柑橘産業の再興は御浜町の浮沈の鍵を握るテーマとなっています。

課題解決のためのアプローチ

産地の縮小は、これから人口減少社会を迎える地方にとっては避けられない現象です。一方で、産地として課題解決に向けた取り組みも数多く提案実施されています。柑橘産業と一言でいっても多角的なアプローチが可能です。生産、加工、販売、人づくり等様々な可能性を求めて主体的な取り組みが

展開されており、御浜町ではそのような取り組みを通じて「低迷してはいるけれどもまだまだ可能性のある産業」として、柑橘産業を位置付けているのです。

三重県南部の柑橘産地は御浜町を中心に周辺の熊野市、紀宝町のエリアにあり、三重南紀農業協同組合が広域農協として、柑橘の生産、出荷、販売の核となっています。特にマルチ栽培された「温州みかん」や、ひとつひとつ袋かけ栽培により生産される「カラマンダリン」は三重ブランドに指定され、当地域のブランド力を裏付ける代表的な柑橘となっています。

近年は、御浜町内にある三重県農業研究所紀南果樹研究室が育成した新品種「みえ紀南1号」や「みえ紀南4号」が量産され、それぞれ「みえの一番星」



△都市部で開催される就農フェアでの就農相談



△就農アドバイザーのもとでの農業研修

「みえのスマイル」というブランド名で市場販売がスタートしており、新たな品種や先進的な栽培方法を積極的に取り入れながら、新時代の「年中みかんとれるまち」として変化を続けています。

さらにJAでは平成27年度柑橘の選果プラントを更新し、これまでの光センサーによる高品質果実の選果、選別に加えて、果実の傷みを識別する腐敗果センサーなどの新しい技術を導入し、消費者からより信頼の得られる産地としての整備を実施しました。

また、JAを中心に県、市町による「三重南紀元気なみかんの里協議会」を組織し、担い手の確保活動に取り組みんでいます。具体的には、就農フェアへの参加、農業体験、短期研修の受け入れ等、総合的な取り組みにより、新

フォーラム

◁日本の渚百選「七里御浜」



規就農者の確保に努めています。平成27年度には2名、28年度には1名の方が地域外から新規に就農し、Uターンによる就農者と併せて10名が、国の青年就農給付金の交付を受けながら地域の新しい担い手として農業経営に取り組んでいます。

交通アクセスの改善と交流人口の増加

平成26年紀勢自動車道、尾鷲熊野道路が隣接の熊野市まで開通し、これまでに「陸の孤島」とまで言われた紀伊半島南部の地域も都市部との時間距離が劇的に改善しました。この影響は産業

や流通、医療など多面的な効果を地域にもたらし、その効果は現在も継続しています。また、三重県では、熊野古道世界遺産登録10周年、伊勢神宮の式年遷宮、また今年5月に開催された伊勢志摩サミットなど、大きなイベントが重なり、全国的に地域の情報発信の機会に恵まれたこともあり、交流人口が継続的に増加しています。このようなか中、御浜町の道の駅「パーク七里御浜」は平成27年度国交省の定める重点道の駅に選定され、観光、集客交流、地域内の住民生活の拠点として期待されています。パーク七里御浜では、地元産柑橘類の加工、販売等6次産業化を進めるための施設整備を計画しており、平成29年度には見学スペースを設



△重点道の駅に選定された「パーク七里御浜」



△春と秋に開催される「みかん狩りツアー」

けたジュース等の加工工場が道の駅内にオープンする予定です。

町としても、地域外の皆さんを対象とした「みかん狩りツアー」や、物産販売をメインにしたイベント「みかん祭り」の開催といった地域間交流のアイテムとして柑橘を活用する取り組みも実施しており、将来的にはさらなる観光産業と柑橘の融合を期待しています。

TPP等市場のグローバル化への対応

J A三重南紀では、今後の柑橘の需

◁タイ王国へのみかん輸出



要、市場のグローバル化に対応し、「温州みかん」「不知火」「せとか」について、タイ王国への輸出を全国の産地に先駆けて取り組んでいます。検疫等の手続きや輸送中の痛みの発生等の課題を克服しながら、輸血量の増加、他国への輸出等販路の拡大が期待されています。またJA以外の事業者についても海外進出の取り組みが始まっており、今後の柑橘の販売を考えると、海外の市場は重要なターゲットとして位置付ける必要があります。

また、企業とのコラボによる飲料や菓子パンの販売など、産地の知名度やイメージアップにつながる取り組みも広がりを見せていて、より消費者の皆さんに親しみを感じてもらえる産地を目指し、地域全体で取り組んでいます。

フォーラム

◀菓子パンメーカーとのコラボ商品



明日の「年中みかんのこれるまち」

柑橘産業は、まだまだ可能性のある産業です。しかしながら将来の人口減少、消費者の皆さんの生活の多様化など、産地にとっては厳しい状況が予想されることも事実です。御浜町ではこのような産地を取り巻く情勢と私たちの産地が持つポテンシャルを十分に理解する中で、産地が一体となって「年中みかんのこれるまち」づくりに取り組めるよう「御浜町かんきつ振興協議会」を組織し、生産者、販売事業者、JA、行政機関等が町の振興施策に関する意見を交換しています。今後さらに予想される高速道路網の延伸、TPP等による市場の開放など将来に向けた地域の変化を的確にとらえ、安全で高品質かつ消費者の皆さんに支持される産地として持続して行けるよう、新しい時代を見据えた農業振興を展開して行きたいと考えています。

御浜町 農林水産課

暮らしの視点

災害時のつながる力

BCPコンサルタント 昆虫 正和

ある冬の夜、村々を震度6の大地震が襲いました。多くの家が壊れ、あちらこちらで土砂崩れや地割れが起こりました。村人の中にはひどい怪我をした人もいましたが、甚大な被害にもかかわらず、命を落とした人はいませんでした。

この震災で印象深かったことは、村人達が一致団結して震災の危機を乗り越えたことです。住民は深夜にもかかわらず声を掛け合い、重機やチェーンソーなどを使って建物の下敷きになった人たちの救出に当たりました。特に高齢の方や小さい子どもたちは、救出が遅れば命に関わる事態に陥っていたことでしょう。

これは2014年11月に起こった長野県北部地震の話です。村人が団結できた理由は、いざというとき助け合ったための「災害時住民支え合いマップ」があったからだといわれています。しかし、ここではもっと身近な私たち一人ひとりの災害に対する向き合い方から、この団結力について考えてみましょう。

村人たちの団結力の源はどこにあったのでしょうか。筆者の見解ですが、次の三つがあったからだと考えています。一つは、村人がお互いに「思いやる」

姿勢をもっていたこと。「独り暮らしのお年寄りや体の不自由な人が災害に遭ったら、さぞかし恐くて心細い思いをするだろう」と相手を推し量る気持ちのことです。このような姿勢で手を差し伸べられるのは、日頃からコミュニケーションを通じて顔の見える関係が成り立っているからだと考えられます。

次に、災害が起こったときに何をやり遂げなければならないのかという、はっきりとした「目標」をみんなで共有していたこと。これがないと、いざというとき自分の身を守るのが精いっぱい、あとは右往左往するばかりです。

そして最後は、いざというときの「目標」をやり遂げるために、自分には何ができるのかという「強み」を自覚していたことです。村人たちが救助に当たる際は、単に消防隊や行政の支援をあてにして待つのではなく、自ら積極的に重機やチェーンソーを動かして、壊れた家のがれきを取り除いて救出に当たっています。

これは集落のようなコミュニティだからできたこと、とばかりも言ってはいただけません。なにしろ大きな災害では、消防や警察、自衛隊が来るまでには時間が

かかり、そもそも人手が足りません。もしあなたの外出中に大地震が起こったら、家に残されたお年寄りや子どもたちを誰が守ってあげられるでしょうか？こんなときに最も頼りになるのは、万一の際に心配して声をかけてくれる隣人しかいないのです。

いざというときのために、日頃から近所と気軽にあいさつを交わし、どんな家族構成の人たちなのかある程度把握しておきましょう。お年寄りや体の不自由な人、小さなお子さんはいるのか、など。また、町内の防災訓練や集会の場にも積極的に参加して、災害時に自分たちはどう動けばよいのかをしっかりと話し合っておくことも大切です。

何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務

[わがち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

 三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎0120-349-250

ご利用時間/平日:土:日 9:00~17:00(祝日等を除く)
(回線がつながりましたら☎を押してください。)



情 報



◎総額28兆円の経済対策を決定、第2次補正予算案も編成―政府

政府は8月2日、総額28・1兆円の経済対策を決定した。世界経済の需要低迷などのリスク懸念対応のため一億総活躍社会の実現加速に3・5兆円、21世紀型インフラ整備に10・7兆円、復興対応に3兆円などを計上。国内総生産(GDP)を1・3%程度押し上げると試算した。

これを受けて、政府は8月24日、2016年度の第2次補正予算案を閣議決定した。予算規模は3兆2,869億円、うち一億総活躍社会実現が7,119億円、21世紀型インフラ整備が1兆4,056億円、復興・防災対応が1兆4,389億円など。総務省は総額975億円を計上、マイナポータルと連携した子育て支援ワンストップサービス(7億円)、ふるさとワーキングホリデーなどの自治体支援(10億円)、マイナンバーカード1枚で全国の公共施設・商店街等の利用を可能とするマイキープラットフォームフォーム構築(20億円)などを計上した。農水省は総額5,739億円を計上、輸出拡大サポート体制充実(56億円)、中山間地域所得向上支援対策(300億円)、農地の大区画化・汎用化推進(370億円)などを実施する。国交省は総額1兆2,257億円を計上、条件不利地域の地方の支援(252億円)、外国観光客4,000万人時代にに向けたインフラ整備(608億円)

などを盛り込んだ。

◎企業版ふるさと納税で初認定、税額控除調査も―内閣府・総務省

内閣府は8月2日、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の第1回対象事業に6県・81市町村の102事業を認定した。自治体作成の地域再生計画に対し、寄付する企業の税負担を軽減する。認定されたのは、北海道東川町のスノーボード国際大会、奈良県吉野町の木材産業活性化プロジェクト、栃木県茂木町と鳥取県江府町の農業6次産業化など。内閣府は9月と来年1月にも申請を受け付ける。また、同日、地方創生推進交付金(新型交付金)の第1回交付対象事業に744団体の745事業を決定した。交付総額は183億円、内訳はしごと創生333事業109億円、地方への人の流れ201事業36億円、まちづくり160事業29億円など。

一方、総務省は8月2日、ふるさと納税の税額控除の実績等を発表した。2015年のふるさと納税額は1,470億円、控除額は998億円で、前年に比べ納税額は4・3倍、控除額は5・4倍に増加。適業者も43万人から129万人に増えた。減収額を団体別にみると、都道府県では東京都の104億円をトップに神奈川県41億円、大阪府34億円、愛知県30億円、兵庫県21億円、市町村では横浜市31億円、名古屋19億円、大阪市16億円、東京都世田谷区16億円、東京都港区15億円などが多い。

◎地域運営組織のあり方で中間報告―内閣府有識者会議

内閣府の地域運営組織に関する有識者会議は8月10日、中間報告をまとめた。農山漁村で集落の維持が危ふまれる中、地域の課題解決を担う地域運営組織の支援方策などをまとめたもの。具体的には、「地域住民主体型のNPO法人」や地縁型組織に適し

た法人制度を提案。また、組織のリーダー・担い手の確保や事務局体制の整備のため、都道府県・市町村・中間支援組織の連携による人材育成や情報提供が必要とした。併せて、行政の役割では、市町村には地域運営組織を地域づくりのパートナーとして人材・資金の両面で支援するよう求めた。年内にも報告をまとめる。

一方、国土交通省の国土審議会計画推進部会の住み続けられる国土専門委員会は8月5日、初会合を開いた。昨年決定された国土形成計画の推進方策を検討するため設置された4専門委員会の1つで、人口減少地域の住民の生活を守り持続可能な地域づくりを進めるため、内発的発展が支える地域づくり、移住2地域居住、コミュニティ再生などのあり方を検討する。来年春にも中間報告をまとめる。

◎新たな土地改良長期計画を決定、「事例集」も―農林水産省

政府は8月24日の閣議で新たな「土地改良長期計画」(2016〜20年度)を決定した。産地収益力の向上・担い手の体質強化のため、6次産業化等による雇用・売上の増加率を約2・5倍以上、担い手の米生産コストが削減目標に達している地域の割合を約8割以上などとした。そのための事業量として、水田の汎用化約15・9万ha、水田の大区画化約8・3万ha、畑の区画整理・排水改良約3・1万ha、畑地かんがい施設の整備約2・5万haなどとした。

また、同省は「農村振興プロセス事例集」を発表した。地域特性を活かした先進的な取組事例30件を紹介したもの。霜害対応で地域に合った枝豆を生産し日本一の農業所得を実現した北海道中札内村や集落全体の環境保全型農業で米輸出を展開(秋田県横手市)、水田依存からの脱却へ町を挙げたアスパラガス産地形成(山形県最上町)、農家

民宿などを通じた交流人口の増加(群馬県みなかみ町)などを紹介。同省は、今後、も掲載事例を増やす方針だ。

◎2017年度の予算概算要求と重点施策集を発表―総務省

総務省は8月31日、2017年度の予算概算要求と、同省が重点的に取り組む総務省イニシアティブ2017を発表した。一般会計要求総額は前年度比4・3%増の16兆6,743億円。地方一般財源総額について経済・財政再生計画(2015年)を踏まえ16年度地方財政計画と実質同水準の確保に向け、地方交付税は15兆9,588億円(前年度比4・4%減)と交付税率の引上げを要求した。また、新規に「ヒト・情報」の流れ創出に向けた「チャレンジ・ふるさとワーク」12・5億円、マイナンバーカード1枚で全国の公共施設・商店街等の利用を可能とするマイキープラットフォーム0・5億円などを要求。このほか、集落ネットワーク圏(小さな拠点)の形成推進に9億円、移住・交流情報ガーデンの充実等に1・4億円、地域おこし協力隊の拡充等に1・5億円、子ども農山漁村交流に0・8億円、過疎対策の推進に4・1億円などを計上した。

一方、地方六団体は8月25日、自民党総務部会関係合同会議で来年度予算について要望。地方創生推進交付金の弾力的運用や地方一般財源総額の確保、トップランナー方式では条件不利地域等への配慮などを求めた。これを受けて、高市早苗総務相は一般財源総額の確保に努めると述べる一方、消費増税延期に伴い来年度の地方財政は厳しい状況が予想されるとの懸念も示した。(ジャーナリスト 井田正夫)

随 想

上ノ国町は、北海道南西部の日本海側に位置しております。観光地として名前を売っている江差町と松前町に挟まれておりますので、上ノ国町を紹介するときは、必ず、両町との位置関係から説明いたします。歴史的には、北海道中世史の国指定史跡等を多数有しており、面積は54.6 km²と広い方ですが、人口は最盛期の3分の1の5、200人でありま



かみのくに 北海道 上ノ国町長 藤 昇

す。主産業の第1次産業であります。農業は十勝のような大規模農家ではなく、東北地方の延長のような規模であり、漁業に至っては、北海道の中で一番漁獲量が低迷しております。そのため、産業があまりぱっとしないこともあって、少子高齢化の波は予想を超えたスピードで押し寄せてきております。

そのような中、私は48歳で町長に就任し、現在4期目を折り返したところであります。町長就任後の初仕事は合併協議で終始し、近隣4町で法定協議会まで設立しましたが、最終的に自立の道を選択いたしました。自立の道を選択したとなると、当然ながら財政健全化を第一主題として取り組むことが必要となりました。財政健全化は「入りを図って出するを制す」であり、いかに支出を減らすかにつきます。しかし、支出を減らすことも大切ではありません。支出を減らした結果、役場だけが残って町民がいなくなるという本末転倒の可能性も起こりうるのです。第一次産業の農業・漁業には思い切った予算付けをし、その他については、徹底的な見直しを行いました。ある団体の来賓挨拶を依頼されたので、来賓席に座っていると、案内し

た団体長の「どこの町でも町から補助金をいただいているのに、上ノ国町だけは補助金を廃止した」という痛烈な批判の後の挨拶は、正直、きつかったことを今更ながら思い出します。またある町民からは、町長が来ると「カット」か「廃止」か「削減」の言葉よりないのかという批判も受けましたが、5年間という期間を区切ったの財政再建は予定通り行われ、無事、財政難の危機を乗り切ることができました。不思議なもので、財政再建を果たすことができる、今まで批判していた町民も「私も賛成していた」という趣旨の発言に変わります。

さて、町の財政難を人間に喩えると、不要な贅肉をとったあと、いかに良質な筋肉をつけて健全な身体にするかということでありますが、最初に打った政策は、18歳までの医療費を無料にすることでした。ご承知の通り、都市と地方の所得水準には格段の差があります。私たちのような地方には所得水準の低い建設業従事者が多いわけですが、結婚して子どもを大学まで仕込むとなると、相当な不安感の中での子育てになるため、その不安感を解消する手立てとして思い切った医療費の無料

化を実施しました。驚いたことに、どこの町でもやっているだろうと思っていた政策でありましたが、全国で初めての試みということからテレビや新聞の取材を受けました。現在は保育料、小中学校の給食費も無料にしております。そのほかには、農業や漁業の生産設備を上限を設けたなかでの補助。また、町内に大企業はなく、水産加工や製材所等の小さな企業がそれなりの雇用をしてくれておりますが、どこも経営難で設備投資に向けるお金が捻出できないために、このまま推移すると廃業せざるを得ないという声が聞こえてきたので、ここにも、上限15、000千円の補助金を設けました。しかし、弊害が出てきております。それは、町民にもらい癖がついてしまうことです。これから補助金を検討する段階でそのことも考慮しなければと考えております。

今、地方創生の大号令のもと、全国の市町村がどこにもないようなまちづくりを腐心しております。しかし、国のいうアイデア勝負が本当のまちづくりかという点、私は疑問に思っています。本来の地方創生とは、主役を町民とした日々の業務を着実に積み重ねることではないでしょうか。



9月26日月発売開始!

2016年新市町村振興宝くじ

オータムジャンボ宝くじ

- 1等・前後賞合わせて5億円(1等3億円、前後賞各1億円)
- 発売期間 9月26日(月)～10月14日(金) ●抽せん日 10月21日(金)

1枚300円



一般財団法人全国市町村振興協会

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。